

最高裁、「Trump too small」の商標登録を否定

2024年6月13日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

6月13日、米国連邦最高裁判所は、Vidal v. Elster 事件の連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の上訴審において、「Trump too small」について商標登録できない旨を判示した¹。

【事件の経緯】

- Elster 氏は、2016年の大統領選挙の討論をきっかけとして、Trump 氏に対する批判的なメッセージ「Trump too small」をTシャツや帽子の商標として利用するべく、米国特許商標庁（USPTO）に商標登録出願を行った。
- USPTO の審査官は、本出願が生存中の特定の個人名を含む名称を本人の許諾を得ずに商標登録しようとするものであることから、米国商標法第 2 条(C) の不登録事由に当たるとして、同出願を拒絶した。
- Elster 氏は、拒絶を不服として USPTO の商標審判部に上訴した。
- 商標審判部は、商標審査官の判断を支持し、商標登録を認めなかった。
- Elster 氏は、CAFC に上訴した。主な争点は、同商標登録を認めないことが、憲法修正第 1 条に規定されている「言論の自由」に係る Elster 氏の権利を侵害するか否かであった。
- CAFC は、Elster 氏の主張を認め、USPTO が同商標登録を認めなかったことは誤りであると判決した。
- USPTO は、同判決を不服として、米国最高裁判所に上訴した。

【最高裁判決の概要】

- 最高裁判所は、全裁判官の一致により、CAFC の判断を否定した。
- 商標法において、特定の個人名に関する不登録事由は、その内容に基づくもの（content-base）であって、言論の視点に基づいて差別的に設けられたものではなく（viewpoint-neutral）、違憲とはいえない。
- ただし、この判決は、「content-base」で「viewpoint-neutral」であれば必ず合憲であると予断するものではない。
- 批判的なメッセージであるか否かによらず、他人の名称に関する商標登録を行う場合には、当人の名声や信用を守るためにも、当人の許諾を得なければならないとする商標法の規定は妥当である。

同判決に当たっては、2023年11月に口頭弁論が行われており、裁判官から Elster 氏に対する質問が集中的に行われたことや、USPTO の主張（他者の権利を保護する観点から商標として登録できないだけで、「Trump too small」という言論は制限されていない）の妥当性などから、知的財産関係者からは、CAFC の判断が覆される可能性が示唆されていた。

（以上）

¹ https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/22-704_4246.pdf